

第1編 序 論

第1章 後期基本計画の目的と役割

本町では、平成20年3月に第五期総合計画（基本構想・前期基本計画）を策定し、町の目指すべき将来像として掲げた、「魅力・活力・協力が融和し発展するまち・おこっぺ」の実現に向けて、まちづくりを進めてきました。

「基本計画」は、「基本構想」に定めた将来像の実現を図るための具体的な施策を示しもので、目標年度までの10年間で前期と後期に分け、平成24年度の前期基本計画が終了する時期に後期基本計画を定めることとしています。

前期基本計画が平成24年度をもって終了となるため、前期5年間での取り組み状況や社会情勢の変化を踏まえ、引き続き基本構想の実現に向け、新たに5年間の後期基本計画（平成25年度～平成29年度）を策定します。

人口の減少と少子・高齢化が進む中、豊かな自然を大切に“住んで良かった、住んでみたい”と思えるまちづくりを目指していかなければなりません。

この計画は、本町のまちづくりや行政運営の指針としての考え方や施策の方向性を定めたもので、産業の育成、雇用の創出、住みやすい環境整備などに、行政と町民が一体となって取り組む“住民協働による自主自立のまちづくり”の指針としての役割が期待されます。

第2章 計画の構成と期間

1. 基本構想

基本構想は、平成20年度を始期とし目標年次を平成29年度までの10ケ年として、本町がめざすべき将来像、それを実現するための基本目標と将来人口を示します。

2. 基本計画

基本計画は、基本構想に定めた将来像の実現を図るための具体的な施策を示します。計画期間は前期5ケ年（平成20～24年度）、後期5ケ年（平成25～29年度）とし、後期は前期計画の点検・評価を行い定めます。

3. 実施計画

実施計画は、基本計画に定めた施策を推進するため、主要な事業を登載し、予算編成における基本的な指針となります。

4. 財政計画

財政計画は、事業を推進するために計画期間内における収支の見込みを示します。

